

岐阜県介護福祉士等修学資金法人連帯保証に係る手続きについて

岐阜県介護福祉士等修学資金の貸付を受ける場合は、連帯保証人を立てる必要があります。
連帯保証人として法人を立てる場合には、別途申請および審査を受ける必要がありますので、
下記のとおり必要書類を提出ください。

記

1. 岐阜県介護福祉士等修学資金について

本貸付金の概要について、別紙募集要項をご覧ください。

また別紙「法人連帯保証を受ける場合の注意事項」を必ずご確認ください。

2. 提出書類について

【1】法人保証申出時（令和7年2月3日～令和7年2月28日まで）

①令和7年度岐阜県介護福祉士等修学資金 法人保証申出書（法人用）

②直近3カ年の決算状況が確認できる書類・・・各1部

※前年度法人保証申出を行い、適当と認められている法人は、直近年度（令和5年度分）
のみ提出

（以下の書類の内、該当するもの全て） ※原本証明を付すこと

- ・貸借対照表
- ・収支計算書
- ・事業活動計算書
- ・損益計算書

③法人税納税証明書（未納の税がないことの証明書）

【2】申請書提出時（令和7年4月1日～令和7年4月30日まで）※法人保証申出の結果通知後

※同一法人で複数人の連帯保証を受ける場合は、原本一部と残り人数分のコピーを提出

①履歴事項全部証明書

②連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類

法人理事会議事録 取締役会議事録 等

③申請者との関係性が確認できる書類（該当者のみ）

雇用契約書 内定通知書 等

【3】貸付決定後（令和7年5月末頃）※①②は養成施設を経由し借受人あてに様式を送付予定

① 誓約書

② 借用証書

③ 印鑑登録証明書

3. 連帯保証の可否について

提出いただいた資料をもとに本会にて審査し、3月上旬頃に結果を郵送にて通知いたします。

4. お問い合わせ 〒500-8385

岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 福祉人材総合支援センター
TEL：058-201-2261
FAX：058-276-2571 担当：濱野

法人連帯保証を受ける場合の注意事項

法人連帯保証を受ける場合は、下記の注意事項をご確認いただき、同意できる場合のみご申請ください。

記

①申請書類等の代筆について

外国人（留学生）が法人連帯保証を受ける場合、本人自筆の指定がある箇所以外の記入については、法人による代筆で申請書類の作成が可能です。

②連帯保証人の変更について

法人連帯保証を受ける場合、連帯保証人の変更は法人間のみとなります。連帯保証人を法人から個人に変更することはできません。

③返還が発生した場合の対応について

返還免除要件が満たせず返還となった場合、法人保証を受けた借受人の場合は、原則一括返還となります。（返還期限については貸付規程のとおり）

法人連帯保証を受けた借受人で返還が完了していない者がいる場合は、新規の法人連帯保証を受けることはできません。

④岐阜県福祉人材総合支援センターへの求人事業所登録について

法人連帯保証を受ける場合、岐阜県福祉人材総合支援センターに求人事業所の登録を行い、求人を出している必要があります。